

令和5年（2023年）12月13日

西宮市教育委員会
特別支援教育課

令和6年（2024年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げに関する
事業者指名用名簿登録申請について

令和6年（2024年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げについて、事業者選定に参加を希望される方は、以下のとおり「令和6年（2024年）度西宮支援学校通学用福祉タクシー借上げ事業者指名用名簿登録申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

1 申請期間

令和5年12月13日（水）～12月27日（水）

2 提出方法

・郵送又は持参

郵送の場合は、令和5年12月27日（水）までの消印有効とします。

持参される場合は、平日9時から17時30分（12時から13時を除く）。

3 提出先

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市教育委員会 特別支援教育課（西宮市役所本庁舎6階）

4 登録の有効期間

令和6年（2024年）度の契約に関する期間

5 申請資格

- (1) 代表者及び受任者が、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税又は地方消費税に未納がある者（国税通則法第46条の規定による納税の猶予を受けている者又は国税徴収法第151条若しくは同法第151条の2の規定による換価の猶予を受けている者を除く。）又は本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第15条若しくは同法附則第59条の規定による徴収の猶予を受けている者又は同法第15条の5若しくは同法第15条の6の規定による換価の猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者並びに西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者。
- (4) 自社で車両を所有していること。

- (5) この事業に使用する車両が法令に違反する改造を行っていない車両であること。
- (6) 次の①又は②の条件を満たす後部リフト付きワゴン車を 1 台以上所有していること。
 - ① 最大定員 8 名以上
 - ② ストレッチャー1 台とリクライニング式車椅子 1 台が同時に乗車可能。ストレッチャーを使用しない場合、リクライニング式車椅子が 3 台乗車可能。
- (7) 児童生徒以外に、介助員・看護師の乗車が可能（補助席は不可）であること。また、その添乗者の乗車時における安全確保が可能であること。
- (8) 原則として、同一運転手の配置が可能であること。なお、運転手は介護ヘルパー等、福祉関係資格取得者が望ましい。
- (9) 土・日・祝日、長期休業日及び創立記念日は原則運行なしであるが、学校行事等で運行を依頼することがあると認識していること。また、児童生徒の登校日には運休しないこと。
- (10) 車両の故障等により運行に支障が生ずる場合、別に指定する運行時間に遅滞なく代替車を手配できること。
- (11) 西宮市の北部地域にも運行可能であること。

6 契約について

- (1) 参加資格確認後、複数の者を指名し、見積りを依頼します。
- (2) 見積り提出後、本市担当者及び西宮支援学校担当者等による現車確認のうえ、最も適切な条件を提示したものと契約を行います。

7 問い合わせ先

西宮市教育委員会 特別支援教育課 担当 武田・東

T E L 0798-35-3897

F A X 0798-22-7019